

三次市教育委員会告示第 号

三次市スポーツ・文化振興事業補助金交付要綱を次のように定める。

平成 2 5 年 月 日

三次市教育委員会委員長 沖 田 稔

三次市スポーツ・文化振興事業補助金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 この告示は、市民のスポーツ・文化活動及び交流を推進するとともに、魅力あるスポーツ・文化の創造及び振興を図るため、三次市スポーツ・文化振興事業補助金を予算の範囲内において交付するものとし、その交付に関しては、三次市補助金等交付規則（平成 1 6 年三次市規則第 6 5 号）に規定するもののほかこの告示に定めるところによる。

(補助対象)

第 2 条 三次市スポーツ・文化振興事業補助金（以下「補助金」という。）の交付対象団体は、市民によって組織された団体とする。

(補助対象事業)

第 3 条 補助金交付の対象となる事業は、次の各号に掲げるすべての要件に該当する事業とする。

- (1) 新規の事業又は事業内容を拡張したもので今後継続が期待できる事業
- (2) 市のスポーツ振興又は文化創造並びに地域活性化、交流人口拡大に資する事業
- (3) 市全域を対象とする事業

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げるいずれかに該当する事業は、補助しないものとする。

(1) 営利的、政治的又は宗教的な活動目的で実施される事業

(2) 団体運営又は備品等の整備に関わる事業

(補助対象事業期間)

第4条 補助対象事業期間は、1事業当たり2年を限度とする。

(補助額)

第5条 補助金の割合は、対象事業費の2分の1以内とする。

2 前項の場合において、補助金の額に千円未満の額が生じるときは、これを切り捨てるものとする。

3 補助金の上限は、2年間で100万円とし、単年度50万円以下とする。ただし、教育委員会が必要と認めるときは、この限りではない。

(交付申請)

第6条 補助金の交付申請は、三次市スポーツ・文化振興事業補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付して、別途定められた期限までに提出するものとする。

(1) 三次市スポーツ・文化振興事業計画書（様式第2号）

(2) 三次市スポーツ・文化振興事業収支予算書（様式第3号）

(3) 前2号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める書類

(交付決定等)

第7条 教育委員会は、前条に規定する申請書を受理し、その内容を審査のうえ、補助金の交付が適当であると認めたときは、補助金の交付及び額の決定を行い、申請者に通知するものとする。

2 教育委員会は、前項の決定に当たり、補助金の交付の目的を達成するために必要な条件を付することができる。

(実績報告書の提出)

第8条 補助対象団体は、当該補助事業が完了した日から起算して30日を経過した日又は当該補助事業が完了した日の属する会計年度のいずれか早い日までに三次市スポーツ・文化振興事業実績報告書（様式第4号）に次に掲げる書類を添付して、教育委員会に報告しなければならない。

- (1) 三次市スポーツ・文化振興事業報告書（様式第 5 号）
- (2) 三次市スポーツ・文化振興事業収支決算書（様式第 6 号）
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか，教育委員会が必要と認める書類
（補助金の額の確定）

第 9 条 教育委員会は，前条に規定する実績報告書の提出があったときは，内容の審査を行い，適当と認めるときは，補助金の額を確定し，申請者に通知するものとする。

（補助金交付）

第 10 条 三次市スポーツ・文化振興事業補助金交付請求書（様式第 7 号）による補助対象団体の請求に基づき，補助金を交付する。

（その他）

第 11 条 この告示に定めるもののほか，補助金の交付及び交付方法に関し必要な事項は，教育委員会が別に定める。

附 則

この告示は，平成 25 年 10 月 1 日から施行する。